

群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計者選定プロポーザル業務説明書

1 業務の概要

(1) 業務の目的

群馬県立小児医療センターは、経年による施設設備の老朽化や医療機能上の課題等を抱えており、それらの解決や、小児医療提供体制の強化、高度化・多様化する医療ニーズに対応するため、現病院を移転し再整備することを決定した。

今般、新病院における機能や、設計に向けた諸条件を整理した「群馬県立小児医療センター再整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を策定したところである。本業務は上記課題を解決し、県全体の小児・周産期医療提供体制を一層充実・強化するため、新病院建設に係る基本設計を行うものである。

(2) 業務内容

本業務は、マスタープランに基づき、群馬県立小児医療センターの新病院建設工事に係る基本設計及び必要な各種調査業務等を行うものとする。なお、詳細は(5)に記載の仕様書（案）等による。

(3) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

①小児・周産期領域において、小児三次医療及び救急医療の双方を担う役割を果たし、安全で質の高い専門的な医療を提供するための提案、並びに、多様化する医療環境の変化に対応するための提案
②施設利用者及び職員が安全で快適に使用でき、患者（こども）の来院・入院中の心理的負担を軽減するための工夫を施した建築計画に関する提案
③建設事業費※を含めたライフサイクルコストの抑制及びZ E B R e a d y達成や再生可能エネルギーの活用などC O 2を積極的に削減するための提案 ※技術提案書記載事項を参考に概算工事費を示すこと。
④設計委託業務期間内に想定される各種課題及びその解決手法について、経験・知見に基づいた業務を円滑に進めるための提案

なお、本プロポーザルにおいて求める技術提案の内容は、マスタープランに基づいた施設計画について、優れた考え方や高度な技術力を持つ設計者を選定するための「案」であり、設計業務の過程で変更する可能性がある。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

（予算繰越手続後の履行期限は、同年9月末頃を想定している。）

(5) その他

本プロポーザルにおける、仕様書（案）等は、以下のとおりである。

群馬県立小児医療センター再整備マスタープラン 別添 1
群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託特記仕様書（案）別添 2
群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託E I R（案）別添 3
群馬県建築設計業務委託共通仕様書（案）別添 4
技術提案書提出者選定及び技術提案書評価要領 別添 5
群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託契約書（案）別添 6

2 参加資格

技術提案書の提出者は、以下の(1)に掲げる条件を満たしている単体企業又は(2)に掲げる条件を満たしている設計共同体であること。

なお、単体企業及び設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員又は他の単体企業若しくは他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできない。また、技術

提案書を審査する各審査委員又は同委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 単体企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号）第139条第3項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。
- ウ 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- エ 警察当局から群馬県知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- カ 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に建築関係建設コンサルタント業務として登載されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者）。なお、資格者名簿に登載されていない場合、別途手続が必要となるため、令和7年8月15日（金）までに群馬県県土整備部建設企画課に令和6・7年度調査・測量・コンサルタント等入札参加資格審査申請を行い、同年9月1日（月）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、3に記載の担当部局へその旨連絡すること。

（参考 URL：<https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/11845.html>）

- キ 技術提案書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が継続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 (ウ) その他この手続の適正さが阻害されると認められる場合
 (ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ク 管理技術者(注1)は、一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の37第1項の表第1号イに該当する場合を除く。)。
- ケ 管理技術者及び主たる分担業務分野(注2)である総合分野の主任担当技術者(注3)は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること(参加表明書提出日前3か月以上継続して雇用している者に限る。)。
- コ 管理技術者及び記載を求める各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名であること。なお、構造分野、電気分野、機械分野の主任担当技術者を協力事務所(再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。)に求める場合は、参加表明書の提出時に1名を確定すること。
- サ 管理技術者及び記載を求める各分担業務分野の主任担当技術者は、担当する業務内容に関して日本語で説明ができる者であること。
- シ 管理技術者は、記載を求める各分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ス 管理技術者及び主たる分担業務分野である総合分野の主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務(本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。)が原則として5件未満であること。
- セ 主たる分担業務分野である総合分野の業務(積算に関する業務を除く。)を、再委託しないこと。
- ソ 構造分野、電気分野、機械分野の主任担当技術者が、本プロポーザルに関する他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所の主任担当技術者と重複していないこと。
- タ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が資格者名簿に登録されている場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。
- チ 平成27年4月1日以降に完了した業務において、下表に定める「同種業務」又は「類似業務」に携わった1件以上の実績があること(単独又は設計共同体としての実績に限る。また設計共同体の実績は、代表構成員としての実績に限る。)。

同種業務	日本国内における、以下に係る設計業務実績(新築・増築・改築工事の基本設計又は実施設計を行った業務に限る。) ・延床面積20,000㎡以上の病院で、かつ、NICU及びGCUの病床を各9床以上有する病院
類似業務	日本国内における、以下に係る設計業務実績(新築・増築・改築工事の基本設計又は実施設計を行った業務に限る。) ・延床面積10,000㎡以上の病院で、かつ、NICUの病床を有する病院

※増築は、増築に係る部分が上記条件を満たす基本設計又は実施設計を行った業務に限る。

※注１：「管理技術者」とは、「業務委託契約約款」第１５条に定める管理技術者をいう。以下同じ。

※注２：分担業務分野の分類は下表による。

分担業務分野	業務内容
総 合	平成２１年国土交通省告示１５号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

※注３：「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。以下同じ。

(2) 設計共同体

ア 上記(1)に掲げるア～キの条件の全てを満たしている者により構成される設計共同体であること。

イ 設計共同体として本プロポーザルに参加する意思のある企業は、「群馬県建設工事に係る調査・測量・建設コンサルタント等委託業務共同企業体取扱要綱」に基づく規定による所定の手続を行うこと。なお、設計共同体名は「企業名・企業名群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る設計共同体」とする。

ウ 設計共同体による業務の履行方式は共同履行方式とする。

エ 本プロポーザルに参加できる設計共同体は、次に掲げる条件を満たし、かつ県による当該対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

(ア) 設計共同体は、自主結成とし、２社の組み合わせとする。

(イ) 設計共同体構成員の出資比率の最小限度基準は、３０％以上とする。

(ウ) 設計共同体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、出資比率が構成員中最大（同比率である場合は構成員の協議による。）の者とする。

オ 設計共同体は、上記(1)に掲げるク～タの条件を全て満たすこと。また、管理技術者及び主たる分担業務分野である総合分野の主任担当技術者は代表構成員に所属していること。

カ 代表構成員は、上記(1)に掲げるチの条件を満たす者であること。

(3) 設計共同体の申請 設計共同体を結成して、入札に参加を希望する者は、「共同企業体入札参加資格審査申請書」（別記様式第１号）に、次の書類を添付して申請し、県の審査及び確認を受けなければならない。

ア 提出資料

(ア) 建設コンサルタント等共同企業体協定書【共同履行方式】（別記様式第２号）

(イ) 代表構成員への他構成員全員の委任状

イ 提出部数 各３部

ウ 申請書の受付

(ア) 受付期間 令和７年６月２４日（火）から同年７月８日（火）まで、ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(イ) 受付時間 午前９時から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までを除く。

(ウ) 受付場所 3に同じ。

(エ) 申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送、電送等の提出は認めない。

エ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、共同企業体入札参加資格認定通知書により代表構成員に通知する。

オ 留意事項

参加資格審査申請を行うためには、全ての構成員が資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として登載されている必要がある。資格者名簿に登載されていない構成員がいる場合、別途手続が必要となるため、令和7年7月1日（火）までに群馬県県土整備部建設企画課に令和6・7年度調査・測量・コンサルタント等入札参加資格審査申請をした上で、3に記載の担当部局へその旨連絡すること。なお、申請先の団体は「群馬県」のみとし、他の参加団体への申請と同時に申請しないこと。必要書類は、「令和6・7年度 県が発注する調査・測量・コンサルタント等競争入札参加資格審査申請（随時申請）のしおり」を確認すること。

（参考 URL： <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/11845.html>）

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県 病院局 経営戦略課 新病院建設室 新病院建設係
TEL 027-898-2702（ダイヤルイン）
FAX 027-221-8818
電子メール bkeieika@pref.gunma.lg.jp

4 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添(様式1～5)に示されるとおりとする。なお、用紙サイズはA4版、文字サイズは10ポイント以上、片面印刷とする。

(2) 記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の経歴等 (様式2)	①企業名 企業名を記載する。 ②代表者 企業の代表者名（参加表明書の提出日現在）を記載する。 ③所在地 企業の所在地を記載する。 ④平成27年4月1日以降に完了した同種又は類似業務の実績 1) 該当する業務実績について、以下のア)～オ)の項目を記載する。 ア) 業務名 イ) 発注者 発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。

	ウ) 受注形態 単独、設計共同体（代表構成員）のうち、該当するものに○をつける。 エ) 業務概要 同種又は類似のうち、該当するものに○をつける。また、対象施設の用途、構造及び延床面積を記載する。 オ) 履行期間 2) 記載する件数は1件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については、<u>業務内容を証明する書類の写し（契約書、確認済証及び図面等）を添付すること。</u>
管理技術者及び主任担当技術者の経歴等（様式3-1） （様式4-1）	配置予定の管理技術者（様式3-1）及び各主任担当技術者（様式4-1：主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について記載すること。なお、<u>管理技術者及び総合分野の主任技術者については、参加表明書提出3ヶ月以上継続して雇用していることが確認できる資料を添付すること。</u> ①氏名 技術者の氏名にふりがなを付けて記載すること。 ②生年月日 技術者の生年月日及び年齢（参加表明書提出時現在）を記載すること。 ③所属・役職 技術者の所属する部署及び役職を記載すること。 ④保有資格等 技術者の保有する資格のうち「6 資格審査（技術提案書提出者の選定）の基準」における「資格評価表」（以下「資格評価表」という。）に記載された当該分野の資格を記入すること。また、<u>資格証明書等の写しを添付すること。</u>また、<u>建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類（定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類（合格証書の写し等）も添付すること。</u> ⑤平成27年4月1日以降に完了した同種又は類似業務の実績 1) 該当する業務実績について、以下のア)～オ)の項目を記載する。 ア) 業務名 イ) 発注者 発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。 ウ) 受注形態 単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。 併せて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載する。 エ) 業務概要

	同種又は類似のうち、該当するものに○をつける。また、対象施設の用途、構造及び延床面積を記載する。併せて、分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等）を記載する。 オ）履行期間 ２）記載する件数は１件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については、<u>業務内容を証明する書類の写し（契約書、確認済証及び図面等）を添付すること。</u> ⑥手持ち業務の状況 参加表明書提出日（令和７年○月○日）現在の手持ちの設計業務（本業務を含まず、特定後未契約の業務を含む。）について、以下のア）～オ）の項目を記載する。 ア）業務名 イ）発注者 発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、（ ）内に事業主を記載する。 ウ）受注形態 単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに○をつける。併せて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を（ ）内に記載する。 エ）業務概要 対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。対象施設の用途、構造及び延床面積を記載する。併せて、分担業務分野及び携わっている立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者等）を記載する。 オ）履行期間 ⑦ＣＰＤ取得単位の状況 ＣＰＤ取得単位の状況について記載する。令和６年４月１日から令和７年３月３１日における取得単位を記載し、（公財）建築技術教育普及センターを事務局とする「建築ＣＰＤ運営会議」の発行する証明書の写しを添付すること。なお、これによらずＣＰＤ取得単位を証明できる場合は、その資料を添付すること。
同種又は類似業務の実績にかかる設計業務体制一覧 （様式３－２） （様式４－２）	同種又は類似業務の実績について、配置予定の管理技術者（様式３－２）及び各主任担当技術者（様式４－２）が携わった設計業務体制を様式に従い記載すること。同種又は類似業務の実績の設計業務体制がわかるよう管理技術者、各主任担当技術者及び担当技術者の全てを記載すること。
協力事務所の名称等 （様式５）	業務の一部（主たる分担業務分野である総合分野の業務（積算に関する業務を除く。）を除く。）を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。

5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（着信を確認すること。）によること。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間で提出すること。また、電子メールで提出する場合は、書き換えの出来ないPDF形式により提出すること。なお、その場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・編集時に使用可能なソフトは「Microsoft Word」を原則とする。
- ・ファイル総数は7メガバイト以内とすること。
- ・ストレージサービスの使用は不可とする。
- ・データを圧縮する場合の圧縮ファイルの形式は「LZH」とする。
- ・送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 提出先 : 3に同じ。

(3) 提出期限 : 令和7年6月24日（火）から同年7月8日（火）午前9時から午後5時まで、ただし土曜日、日曜日及び祝日並びに正午から午後1時までの時間を除く。

6 資格審査（技術提案書提出者の選定）の基準

資格審査の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
資格	専門分野の技術者資格	各分担業務分野の主任担当技術者について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	2 1 1 1
技術力	平成27年4月1日以降に完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった場合)	管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の同種又は類似業務の実績の有無を以下の順で評価する。 <u>なお、単独又は設計共同体（代表構成員としての実績に限る）としての実績が無い場合、その時点で失格となる。</u> ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え実績の立場を下記の順で評価する。 ※管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ※主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		6
			主任担当技術者	総合	4.5
				構造	1.5
				電気	1.5
				機械	1.5

	C P D	C P D取得単位を評価	管理技術者		1
			主任 担当 技術 者	総合	1
				構造	1
				電気	1
				機械	1
					2 5

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する）
総 合	①一級建築士 ②その他
構 造	①構造一級建築士 ②一級建築士 ③その他
電 気	①設備一級建築士 ②建築設備士、技術士又は一級建築士 ③その他
機 械	①設備一級建築士 ②建築設備士、技術士又は一級建築士 ③その他

※海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の3第1項1一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

7 資格審査

以下のとおり、資格審査を行う。

(1) 日程及び場所

ア 日程：令和7年7月中旬頃（予定）

イ 場所：群馬県庁会議室（群馬県前橋市大手町1-1-1）（予定）

(2) 審査

各審査委員が提出された参加表明書等の評価を行い、技術提案書提出者の選定を行う。
委員は次のとおりとする。（五十音順）

氏名	所属・職名等
青木 敏彦	群馬県県土整備部 契約検査課長
大久保 美智子	病院局長
大野 貴英	病院局小児医療センター 事務局長
須賀 紳二	病院局参事（経営戦略課長）
茂木 好文	群馬県県土整備部参事（建築課長）

8 選定・非選定理由に関する事項

(1) 技術提案書提出者の選定数

資格審査において、参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点の高い者から、技術提案書の提出者として、5者以内を選定する。なお、同評価の者が5者を超えて存在する場合は、6の評価項目のうち、配置予定技術者の「平成27年4月1日以降に完了した同種又は類似業務の実績」の評価点の高い者を優位に選定する。それでもなお評価点に差がない場合は、管理技術者及び主たる分担業務分野である総合分野の主任担当技術者の業務実績の内容で評価する場合がある。

- (2) 技術提案書の提出者として選定された者には、書面（選定通知）をもって通知する。また、選定されなかった者には、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を、書面（非選定通知）をもって通知する。通知は令和7年7月22日頃を予定している。
- (3) 上記(2)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- (4) 上記(3)についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により行う。
- (5) 非選定理由の説明請求
- ア 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間
- イ 受付場所 3に同じ。

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成要領

様式は自由とし、用紙サイズはA3判横、文字サイズは10ポイント以上、片面印刷で5枚以内（表紙及び参考見積を除く。）とする。なお、匿名審査とするため、社名が特定される表現は行わないこと。

(2) 記載上の留意事項

記載事項	記載上の留意事項
業務実施方針及び手法	業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（評価テーマに関する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述する。
評価テーマに対する提案	1 (3)に示した評価テーマに対する提案内容を記載する。（順不同で構わないが、評価テーマ番号については明確に記載）なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。 ①提案は、基本的な考え方を簡潔に記述すること。 ②施設の配置図、各階平面図、外観図（鳥瞰図）について記載し、<u>評価テーマに対する基本的な考え方を示すこと。</u> <u>※必須図面はないが、評価テーマを表現するのに必要と考えられる図面を織り交ぜること。</u> ③評価テーマ③の建設事業費（概算工事費）を示す際は、(3)の参考項目を活用すること。 ④各図面については、各1点のみの記載とする。ただし、引用のための再掲についてはこの限りではない。 ⑤上記図面以外は、原則として具体的な設計案の記載をしてはならない。ただし、提案内容を補足するための例示や、具体的な形状の表現とならないイメージ図の使用はこの限りではない。
参考見積（概算）	業務の実施方針、取組体制等を踏まえて、必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。なお、参考見積（概算）は、(4)で提示する業務量の目安と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

(3) 建設事業費（概算工事費）参考項目

項目	金額（千円）	根拠と考え方
建築		
地業		
躯体		

	仕上		
	その他		
小計			
設備			
	電気設備		
	給排水衛生設備		
	空調調和等設備		
	医療関係設備		
	昇降機等		
	その他		
小計			
外構			
	外構		
小計			
その他			
	共通仮設		
	経費		
総合計（税別）			
総合計（税込）			

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、143,600千円（税込）程度を想定している。

(5) 技術提案書の無効

本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は本業務説明書に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので、注意すること。

10 既存資料の閲覧及び資料の提供

技術提案書の作成にあたり、以下の資料の閲覧及び提供を認める。なお、事前に3の担当部に連絡し、詳細を確認すること。

(1) 閲覧できる資料

ア 既存建築物設計図の写し（当時の地盤調査結果や基礎構造に係る部分の図面に限る）

(2) 提供できる資料

ア 上記アのPDFデータ

11 技術提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年9月1日（月）午後5時まで

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、上記提出期限までに必着のこと。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間で提出すること。

A3判、カラー、片面印刷、左綴じにより、15部提出すること。

1 2 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書を特定するための評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点					評価のウェイト	
	判断基準						
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	2		
				構造	1		
				電気	1		
				機械	1		
技術力	平成27年4月1日以降に完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった場合)	以下の順で評価する ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え実績の立場を下記の順で評価する。 ※管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ※主任担当技術者の場合 ①管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		6		
			主任担当技術者	総合	4.5		
				構造	1.5		
				電気	1.5		
				機械	1.5		
			CPD	CPD取得単位を評価	管理技術者		1
					主任担当技術者	総合	1
						構造	1
	電気	1					
	機械	1					
	業務の実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。 ①管理技術者の質疑応答状況 ②主任担当技術者の質疑応答状況				8
		業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く)、的確性、実現性等を総合的に評価する。				12
		評価テーマに対する技		的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。			
①			小児・周産期領域において、小児三次医療及び救急医療の双方を担う役割を果たし、安全で質の高い専門的な医療を提供するための提案、並びに、多様化する医療環境の変化に対応するための提案			20	

	術提案	②	施設利用者及び職員が安全で快適に使用でき、患者（こども）の来院・入院中の心理的負担を軽減するための工夫を施した建築計画に関する提案	20
		③	建設事業費※を含めたライフサイクルコストの抑制及びZEB Ready 達成や再生可能エネルギーの活用などCO2を積極的に削減するための提案 ※技術提案書記載事項を参考に概算工事費を示すこと。	15
		④	設計委託業務期間内に想定される各種課題及びその解決手法について、経験・知見に基づいた業務を円滑に進めるための提案	10
地域精通度		以下のいずれかに該当する場合、業務を円滑に進めるために優位となる地域精通度を評価する。 ①単体企業が県内企業である場合 ②県内企業を設計共同体構成員とする場合（県内企業の出資割合に応じて評価） ※県内企業とは、群馬県内に本社又は本店を有する企業で、かつ、建築士法第23条の規定に基づく群馬県知事の一級建築士事務所の登録を受けた企業をいう。		10
参考見積（概算）		指示した業務規模と大きくかけ離れている場合は、特定しない。		数値化しない
合 計				120

1.3 ヒアリング

以下のとおり、ヒアリングを行う。

(1) 日程及び場所

ア 日程 令和7年9月4日（予定）

イ 場所 群馬県庁会議室（群馬県前橋市大手町1-1-1）（予定）

(2) 実施要領

ア 管理技術者及び主たる分担業務分野である総合分野の主任担当技術者は、必ず出席すること。また、提案内容に応じて総合分野以外の各分野の主任担当技術者が出席することも可能である。

イ 提案内容の説明を、プロジェクター等の使用により行うこと。

ウ 説明の後、選定委員会による質疑応答を行う。

エ 出席者について、上記ア以外に機械操作補助者1名の出席を認めるものとするが、機械操作補助者による説明及び質疑に対する応答は認めない。

オ ヒアリングの詳細については、別途、技術提案書提出者あてに通知する。

カ ヒアリング時の追加資料の提出は認めない。

キ ヒアリングは非公開とする。

(3) 審査

各審査委員が技術提案書及びヒアリング等により総合的に審査し評価を行う。委員は次のとおりとする（五十音順）。

氏名	所属・職名等
石黒 由紀	前橋工科大学 准教授
大久保 美智子	病院局長
金澤 敬文	群馬県県土整備部 住宅政策課長
齋藤 繁	群馬大学医学部附属病院 病院長

浜島 昭人	病院局小児医療センター 院長
福田 円	病院局小児医療センター 看護部長
茂木 好文	群馬県県土整備部参事（建築課長）

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、技術提案書を無効とする。

ア 管理技術者又は総合分野の主任担当技術者が欠席した場合（ただし、病休等やむを得ない理由等による欠席を除く。その場合は適切な代理者をたてること。）

イ 出席した管理技術者及び各主任担当技術者が、参加表明書記載内容と相違した場合

1 4 特定・非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を、1者特定する。

(2) 特定された者には、書面（特定通知）をもって通知する。また、特定されなかった者には、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を、書面（非特定通知）をもって通知する。通知は令和7年9月中旬頃を予定している。

(3) 上記(2)の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、非特定理由について説明を求めることができる。

(4) 上記(3)についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。

(5) 非特定理由の説明請求

ア 受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

イ 受付場所 3に同じ。

1 5 業務説明書の内容についての質問

質問は、文書（様式は自由、ただし規格はA4判とする。）により行うものとし、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。

(1) 参加表明書に係る質問

ア 受付期限 令和7年7月2日（水）17時まで

イ 提出先 3に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メール（必ず着信を確認すること。）により、上記受付期限までに必着のこと。ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。また、電子メールで提出する場合は、書き換えの出来ないPDF形式により提出すること。

(2) 技術提案書に係る質問

ア 受付期限 令和7年8月22日（金）17時まで

イ 提出先 3に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メール（必ず着信を確認すること。）により、上記受付期限までに必着のこと。ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。また、電子メールで提出する場合は、書き換えの出来ないPDF形式により提出すること。

(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行う他、群馬県ホームページにて公開する。

ただし、質問を受理した日から、次に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、同日までに、回答を行うものとする。

ア 参加表明書に係る質問に対する回答 参加表明書提出期限の2日前

イ 技術提案書に係る質問に対する回答 技術提案書提出期限の3日前

1 6 現地視察

現地視察を希望する者は、3の担当部局と日程調整した上で、各々の責任において現地視察を行うものとする。実施日は、令和7年7月28日（月）から同年8月8日（金）の間で調整するものとする。原則、3の担当部局の職員が立ち会うことになるが、当日の質問には応じない。質問がある場合には、15(2)に従い質問すること。

1 7 契約書の作成

別添6の群馬県立小児医療センター新病院建設工事に係る基本設計業務委託契約書（案）により契約書を作成するものとする。

1 8 支払い条件

前金払い 有（業務委託料の10分の3以内）

1 9 苦情申し立てに関する事項

本手続に関し、8の非選定理由に関する説明及び14の非特定理由に関する説明に対して不服がある者は「群馬県建設工事の入札契約及び指名停止等措置に関する審査要領」（平成28年4月1日施行）の定めるところにより、病院局長に対して再苦情申し立てを行うことができる。

2 0 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

2 1 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語、通貨、日時及び単位 日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連がある」とは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (5) 資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として登載されなかった者が提出した技術提案書は、無効とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合

- ・本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名、発注案件名、又は提出企業名に誤りがある場合
 - ・白紙である場合
 - ・その他、未提出又は不備がある場合
- (7) 参加表明書及び技術提案書の取扱い
- ア 提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- イ 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 特定されなかった場合は、提出された技術提案書を返却する。
- エ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (9) 技術提案書を特定したときは、速やかに特定結果を公表する。
- (10) 技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (11) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。